

平成24年第3回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成24年7月30日 開会

平成24年7月30日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成24年第3回新十津川町議会臨時会

平成24年7月30日（月曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第38号 平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）
- 第4 議案第39号 動産（物品）の取得について
- 第5 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 議員の派遣について

○出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平沢	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	植田	満	君
教育長	熊田	義信	君
総務課長	藤沢	敦司	君
住民課長	小林	透	君
会計管理者	長谷川	雄士	君
保健福祉課長	竹原	誠二	君
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	高松	浩	君
建設課長	三谷	和弘	君
教育委員会次長	加藤	健次	君
代表監査委員	山本	忍	君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高宮	正人	君
--------	----	----	---

◎開会及び開議の宣告

(10時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。連日の猛暑の中、ご苦労様です。しばしご辛抱いただきたいと思います。

ただいまから、平成24年第3回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めて参りますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則により、議長より指名いたします。

5番、笹木正文君。6番、平沢豊勝君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第38号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） おはようございます。ただいま上程をいただきました議案第38号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億5,451万1千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算補正事項別明細書。総括、歳入の方からご説明を申し上げまして、補正のある款のみとさせていただきます。

19款、繰入金。補正額4万4千円、合計1億7,954万6千円でございます。

補正額の合計についても同様で4万4千円、合計額につきましては53億5,451万1千円でございます。

続きまして、歳出でございます。

3款の民生費。補正額4万4千円、合計6億3,016万8千円ございまして、財源の内訳は、すべて一般財源4万4千円で、合計といたしまして、補正額の合計は4万4千円、歳出の合計額につきましては53億5,451万1千円ということでございます。

続きまして、内容の説明を申し上げます。10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

3款1項1目社会福祉総務費でございます。補正額4万4千円、合計いたしまして9,326万8千円でございます。財源の内訳としては、すべて一般財源で4万4千円ということでございます。内容ございまして、16番、民生委員推薦会事務4万4千円でございます。民生委員1名が欠員となっております、その補充を行なうために推薦会を開催するものでございます。推薦会の委員に対する報酬及び費用弁償ございまして、推薦委員につきましては7名でございます。

以上で、提案理由並びに内容のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第39号、動産（物品）の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第39号、動産（物品）の取得について。

町は、次の動産（物品）を取得する。

1、取得する動産（物品）の名称及び数量、大型スクールバス、1台。2、取得の方法、随意契約。契約金額、2,478万円。4、契約の相手方、砂川市空知太東1条5丁目1番6号、北海道いすゞ自動車株式会社空知支店、支店長、千葉正巳。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

裏面に参考資料として、物品の概要、納入場所を記載してございます。3番目の納入期限につきましては、平成25年1月18日ということになってございます。

よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 取得の方法で随意契約ですが、随意契約にした理由をお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（加藤健次君） 9番議員にお答え申し上げます。随意契約については、ある程度仕様というか、特定の仕様が入っておりますので、随意契約ということで契約をしております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

7番、長名實君。

○7番（長名 實君） ただいまの件なのですが、特定の仕様ということで、それだけの説明だとさっぱりわからないのですけれども、その特定の部分を教えてください。

○議長（長谷川秀樹君） 教育次長。

○教育次長（加藤健次君） 仕様書の中で、ほかの業者というか、事業者があるのですけれども、仕様書の中に馬力数、その他いろいろこちらの方の仕様書がございます。それにあつた中で業者を随意契約ということで選定をしております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、動産（物品）の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第40号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第40号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、新十津川町防災会議条例及び新十津川町災害対策本部条例の一部改正について別紙のとおり専決したので、これを報告し、承認を求めらる。

提案理由でございます。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めらるものでございます。

なお、内容の説明につきましては総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認をたまりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） それでは、ただいま上程いただきました議案第40号、専決処分に係る内容についてご説明申し上げます。お手元にあります新旧対照表も、併せて参照いただきたいと思います。

国では東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、防災に関する組織を充実するなどの趣旨で災害対策基本法の一部を改正し、6月27日付けで施行されました。

新十津川町防災会議条例及び新十津川町災害対策本部条例の一部を改正する条例につきましては、この災害対策基本法の改正に沿って関連する町条例の一部改正をするものでございます。

第1条は、新十津川町防災会議条例の一部改正についてであります。災害時の情報

収集事務は災害対策本部で行なうことが効果的であることから、防災会議と災害対策本部の所掌事務を明確化することと、併せまして、防災会議につきましては、防災に関する諮問的機関としての機能を強化するために、同条例の第2条第2号を、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議することと改めるものでございます。

また、防災会議に多様な主体の参画を求めるため、第3条第5項第11号に委員の追加をしたものでございます。

次に第2条は、新十津川町災害対策本部条例の一部改正についてであります。これは、法改正によりまして、都道府県と市町村の災害対策本部の規定が別個となったための改正でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することと経過措置について定めております。

以上で内容の説明とさせていただきます。よろしくご承認をたまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） ただいま新旧対照表をとということだったのですが、私が昨年、防災計画をいただいたのですが、これを読ませていただいたのですけれども、その中で防災会議条例の第3条第11号のところ、略となっているのですけれども、私の手元にあるところには、その他公共的団体等のうちから、町長が委嘱する者というふうになっているのです。ここの新旧対照表の中では、略というふうになっておりまして、改正案の方では、まったく違った組織の構成になっているのですが、そのあたりの説明をしていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） これは新旧対照表の書き方でございまして、第11号は、いま議員さんがおっしゃったとおり、現在、その他公共的団体等のうちから、町長が委嘱するものというふうの規定されてございます。これが、改正案でこの号が第12号に移るということとございまして、中身が変わるわけではないので略ということで、号数がこういうふうに変更するという形での表記でございまして、ご理解をたまわりたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） はい、ほかに。

西内陽美君。

○2番（西内陽美君） もう2点お願いいたします。この防災会議なのですが、今現在はもうすでに発足しているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） はい、総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） はい、防災会議につきましては、現在もすでに活動してございまして、現在の直近の数でございまして、29名の委員さんで構成されてございます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、もう1点。

西内陽美君。

○2番（西内陽美君） この29名の委員の中で、女性の方は何名いらっしゃいますか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） お待たせいたしました。現在1名でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長より、内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは議員研修の派遣承認について、ご説明申し上げます。

新任議員母村訪問研修ですが、日程につきましては8月19日から8月21日まで。場所は奈良県十津川村であります。派遣議員は、長谷川議長、安中経人議員、西内陽美議員の3名です。経費については、概算で23万7千円です。

以上、議員の派遣承認明細でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま議会事務局長より説明のあったとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第122条の規定により、派遣要求のあったとおり、許可することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日付議された案件は、すべて議了いたしました。

したがって、平成24年第3回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(10時20分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員